

# マスクマンテスト装置用コンプレッサーの保守点検

## 仕様書

### 1. 件名

マスクマンテスト装置用コンプレッサーの保守点検

### 2. 目的及び概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力人材育成センター原子力研修課では、マスクマンテスト装置を使用して放射線防護具の取扱い実習を実施している。

本仕様書は、マスクマンテスト装置の性能を維持するために必要なコンプレッサーの保守点検を実施するために定めたものである。

受注者は対象設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

### 3. 作業実施場所

原子力機構 原子力科学研究所 原子炉特別研究棟 014号室及び屋外ドライエリア（非管理区域）

### 4. 納期

令和6年12月27日

### 5. 作業内容

#### 5.1 対象機器

日立パッケージオイルフリーベビコン POD-3.7MNA

（原子炉特別研究棟 014号室 屋外ドライエリアの物置小屋に設置）

#### 5.2 作業範囲及び項目

マスクマンテスト装置 MT-100N の保守点検を行う。接続されているマスクマンテスト装置 MT-100N 柴田科学製については、保守点検の対象外とし、発注者側で操作を行う。

#### 5.3 作業内容及び方法等

##### （1）消耗品の交換

劣化が想定されるピストン、軸受、シリンダ、圧力センサー、弁、パッキン、ベルト、ホース等を新品に交換する。

##### （2）装置内の清掃

装置内に異物がある場合は除去又は汚れがある場合は清掃する。

### (3) 動作確認

上記の作業終了後、動作確認を行い、マスクマンテスト装置に定格の圧力が伝達されていることを確認する。

## 6. 提出書類

- |                |           |    |
|----------------|-----------|----|
| (1) 保守点検報告書    | 作業終了後速やかに | 1部 |
| (2) その他必要とする書類 | 必要の都度     | 1部 |

## 7. 検収条件

「6. 提出書類」の確認並びに原子力機構が仕様書に定める業務が実施されたと認められた時を以って業務完了とする。

### 検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

### 監督員

- (1) 消耗品の交換 原子力人材育成センター 原子力研修課 仁尾マネージャー  
(2) 装置内の清掃 原子力人材育成センター 原子力研修課 仁尾マネージャー  
(3) 動作確認 原子力人材育成センター 原子力研修課 仁尾マネージャー

## 8. 適用法規

- (1) 労働安全衛生法  
(2) 工事・作業の安全管理基準

## 9. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 点検中に部品交換や修理等を要する機器の故障や異常が発見された場合は、担当者に連絡し、指示を受けるものとする。その際に、部品交換及び修理を行った場合は、別途精算するものとする。

(5) その他、疑義が生じた場合は原子力機構担当者と打ち合わせを行うこととする。

#### 10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上